

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 3 (6) 労働委員会の役割 (労働関係調整法)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

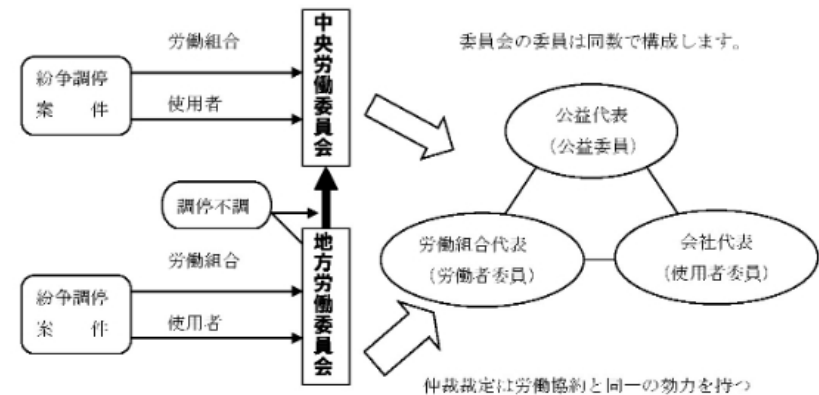
職場と労働法 3 (6) 労働委員会の役割 (労働関係調整法)

(クリックするとPDFファイルが開きます)

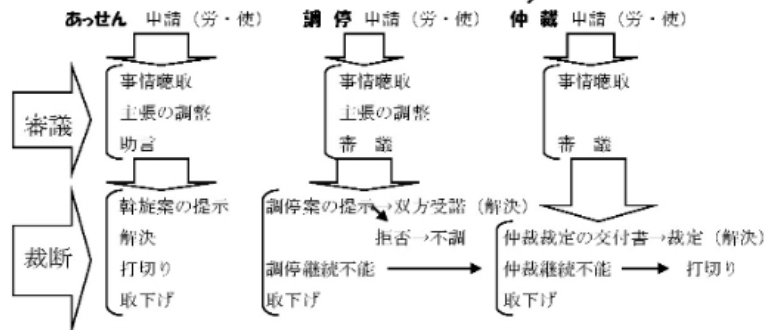
労働委員会の役割(労働関係調整法)

労働委員会は労働問題の裁判所

「実際の業務は「労働関係調整法」と相まって遂行します。」



労働争議の調整チャート



労働委員会の役割は、労働組合（労働者）と使用者との間の争いを解決する行政機関で、三者構成（公益委員・労働者委員・使用者委員）からなり、労働争議の調整、不当労働行為、労働組合の資格審査を行います。労働争議の調整とは、賃金・労働時間等について、労使の自主的な解決が困難な場合に地方労働委員会へ申請し行います。

不当労働行為の審査は、労働者及び労働組合の救済申立てを受け審査を行います。

労働組合の資格審査は、不当労働行為の救済申立て、法人登記、労働委員会の労働者委員候補者の推薦を行う場合等に必要となります。

労働委員会には中央労働委員会、船員中央労働委員会、地方労働委員会、船員地方労働委員会の四種類があります。

平成一七年、労働委員会の不当労働行為審査制度が抜本的に改正され、審査の迅速化、的確化が図られています。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📄 サイトマップ | 📄 このサイトについて | 📄 個人情報保護の取組みについて

📄 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.